

静岡県人事委員会は、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月14日

静岡県人事委員会委員長 小川 良 昭

静岡県人事委員会規則7-1277

職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する規則（静岡県人事委員会規則7-25）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2 級別職務区分表（略）		別表第2 級別職務区分表（略）	
ア（略）		ア（略）	
イ 研究職給料表級別職務区分表		イ 研究職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
5 5級	(1)（略） (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア 研究所の研究統括官又は部長の職務 (7)～(8)（略） イ（略）	5 5級	(1)（略） (2) 研究所の研究統括官又は部長の職務 ア 研究所の研究統括官又は部長の職務 (7)～(8)（略） <u>(7) 警察本部の科学捜査研究所の管理官の職務</u> イ（略）
（略）		（略）	
ウ～ケ（略）		ウ～ケ（略）	
コ 公安職給料表級別職務区分表		コ 公安職給料表級別職務区分表	
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務	職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
（略）		（略）	
8 8級	(1) 警察本部の課長の職務 ア～コ（略） サ 警察署の副署長（三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東、 <u>浜松中央及び浜松西</u> 警察署の副署長に限る。）の職務	8 8級	(1) 警察本部の課長の職務 ア～コ（略） サ 警察署の副署長（ <u>下田、三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東及び浜松中央</u> 警察署の副署長に限る。）の職務

<p>9 9級</p>	<p>(1) 警察本部の参事官の職務 ア～カ (略)</p> <p>キ 警察署の署長 (三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東、<u>浜松中央及び浜松西</u>警察署の署長に限る。)の職務</p> <p>(2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務</p> <p>ア 警察本部の課長 (監察、<u>人身安全対策</u>、少年、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許、警備及び<u>災害対策課</u>の課長に限る。)の職務</p> <p>イ (略)</p>	<p>9 9級</p>	<p>(1) 警察本部の参事官の職務 ア～カ (略)</p> <p>キ 警察署の署長 (<u>下田</u>、三島、沼津、御殿場、富士、富士宮、清水、静岡中央、静岡南、藤枝、焼津、磐田、浜松東<u>及び</u>浜松中央警察署の署長に限る。)の職務</p> <p>(2) 困難な業務を行う警察本部の課長の職務</p> <p>ア 警察本部の課長 (<u>教養</u>、<u>監察</u>、<u>デジタル企画</u>、<u>人身安全少年</u>、サイバー犯罪対策、通信指令、捜査第一、捜査第三、組織犯罪対策、交通規制、運転免許、警備及び<u>緊急事態対策課</u>の課長に限る。)の職務</p> <p>イ (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年3月20日から施行する。